

柴野栗山における古碑帖等の審定

柴野由紀

はしがき

柴野栗山は、周知の通り、江戸時代後期の昌平黉儒員であり、將軍および執政松平定信の顧問として特に朱子学をもって幕府に貢献し、いわゆる「寛政異学の禁」を実現させた。また古賀精里、尾藤二洲と合わせた「寛政の三博士」としてもつとに有名である。

栗山の高い見識と優れた審美眼のほどは当時においてすでに定評があり、また当時の儒学社会の中心的立場にあったから当然書をめぐる交友関係が極めて広がった。

本論に先だつて順序として栗山の閥歴について略述する。柴野栗山は名を邦彦、通称は彦助、字は彦輔、栗山は号である。別に古愚あるいは古愚軒といい、その堂号を三近堂、隻玉楼と称した。元文元年（一七三六）、讃岐国三木郡牢礼村（現在の香川県木田郡牢礼町にあたる）に生まれ、幼い頃から大志を抱き、十歳で高松藩儒・後藤芝山に学び、十八歳で江戸に出て林正懿の門に入り、昌平黉で勉学に当った。三十歳の時江戸を立って京都に行き、高橋図南につい

て国学を学ぶ。このとき皆川淇園・富士谷成章・清田君錦らと交わり、書簡の往来も盛んであった。三十二歳で阿波藩（現在の徳島県にあたる）蜂須賀侯に招かれて儒臣となり、翌年阿波の江戸藩邸に入ったが、四年後には藩役をやめ、京都堀川に塾を開いている。その後再び江戸に出て、阿波藩邸で侍講すること五年。役を辞して京都に帰る。ところが天明七年（一七二八）、幕命が阿波侯に下り、栗山が幕府に仕えるようにとの指示があったため、翌年江戸に出て幕府の儒員として仕え、昌平黉の教授になる。寛政中、松平定信に登用された他、江戸駿河台私邸に七十二歳で没するまで、国政に関与した。一方、その間の書をめぐる交友関係は、高芙蓉をはじめ、韓天寿、市河米庵、屋代弘賢の他、藤貞幹、木村兼霞堂、立原翠軒および蒔田必器などに及び、書の立場から見逃せない大勢の人々が栗山を囲んでいたのである。

本論では、栗山の高い見識と優れた審美眼を紹介するため、その中心的資料から栗山が審定した碑版・法帖等のできる限り網羅して時代別に概観し、併せてその中からいくつかの例をとり、若干の考

察を加え、栗山から見た江戸時代後期の中国書道受容の傾向と性格について書体別に窺うことにする。

一 栗山が審定した碑版・法帖・真蹟

栗山が審定した碑版・法帖・真蹟は、『栗山文集』(1)をはじめ、『栗山堂詩集』(2)、『家庭に寄せし紫野栗山の書簡』(3)、『さら』に現在、徳島県立図書館所蔵の栗山の自筆本(4)が中心の資料になる(5)。

以下、碑版・法帖・真蹟について、時代順に概観する。

1 碑版・単帖・真蹟

△周代▽

(A) 「鐘鼎彝器款識」

栗山堂詩集所収の「同藤子冬訪兼葭堂」と題する一首は、栗山が藤貞幹とともに好事家である木村兼葭堂を訪ずれた時の所感を述べたものである。その一句に、

金石秦前字。

とあり、兼葭堂宅において、栗山が秦代以前の金石文、つまり周代の「鐘鼎彝器款識」を賞鑑したことが推測できる。もちろん金石文とは、金属や石類(甲骨や泥土木竹などを含めて)に表われた文字をいうのが一般である。しかし、秦代以前に限れば、当時兼葭堂が賞鑑できるものは、鐘鼎彝器款識か、あるいは石刻文字しかない。ただし、栗山が何れを見たのかについての詳細は不明である。

さらに、栗山文集卷二所収の「与田必器」の一文に、

但銅盤銘雖汝帖采入。其為偽帖不必多言。一目可弁。

とあり、栗山が『汝帖』の「封比干墓銅盤」に刮目したことは確実である。

(B) 「詛楚文」

詛楚文とは、楚がまだ地方の一國に過ぎなかった時に、懷王を呪詛した文をさし、これが刻された原石は宋代に発見され、歐陽脩撰『集古錄跋尾』や、前出の『汝帖』第一巻に著録されたが、間もなく亡佚してしまったことは周知の通りである。

この『汝帖』が、当時日本に將來されていたことは、前述の(A)「鐘鼎彝器款識」で取り扱った栗山文集卷二所収の書牘に、「但銅盤雖汝帖采入。其為偽帖不必多言。一目可弁。」とあり、栗山が『汝帖』を賞鑑したことは明白である。

しかも同書牘において、栗山は、伊藤益道から贈られた韓天寿刻の篆隸数本中に「詛楚文」があったことを記している。

△秦代▽

(A) 「碑山刻石」

栗山文集卷六所収の「韓刻夏承碑跋」に、

藤之言曰。韓之家。猶有多宝塔碑・麻姑油壇記・皇父府君碑・姚恭公碑・同州聖教序・碑山碑・曹全碑・皆精妙。韓言嗣当相贈也。

と記す一文は、栗山が藤貞幹を通じて、韓天寿翻刻の「碑山碑」を賞鑑する機会に恵まれた可能性を示している。右の天寿と貞幹との間で栗山に「碑山碑」を贈る約束が取り交され、それを貞幹が栗山に伝言するという一文に続き、

喜不自勝。不知吾於幹何以得此知。其子冬為相言之得宜耶。將韓之篤好錫類。益以見藤之君子而韓之不苟喜。

とあり、その約束が、貞幹の人柄、人間関係等に基づくものであったと、栗山は記している。

以下は貞幹を述べながら、その可能性を推考するものである。右に引いた同文集の同跋文に、

大年掲法、彫法・打法。皆有自得之秘訣。惜而不伝。独藤子冬・高孟彪三数子得与聞。故其墨本精妙可喜。

とあり、子冬（貞幹）と高孟彪（芙蓉）だけが大年（天寿）の模刻上の秘訣をあまり聞いたと記されている。これは言い換えれば、貞幹に天寿や芙蓉との親交があったからである。

貞幹のことは、『家庭に寄せし柴野栗山の書簡』の巻頭に収載される「栗山先生遺事（原佚名）家世紀聞」に詳しい。すなわち、

平安藤貞幹子冬。以国学受知于先君。是時所求粉本以下諸図。

皆委子冬採収。

とあり、さらにまた、

先君好古。出于天性。従行平安藤子冬。阿波森川叔茂。二子亦称好古之宿孽。模掲之妙。賞鑑之精。一代無比。

と記されていることから、貞幹は国学および考古、古文書、書誌に精しく、栗山と旧知の間柄であったことがわかる。

すでに述べたように貞幹は、当時の、法帖において天下第一品の称を受けた韓天寿をはじめ、篆刻において印聖と称せられた高芙蓉や、好事家として有名だった木村兼葭堂と交友関係をもつ(6)ことから、天寿と貞幹の間で「栗山に『嶧山碑』を贈るつもりだ」と交した約束も極めて信憑性をもつと解釈される。

栗山が「嶧山碑」を賞蔵した可能性は大きいといえよう。

(B)「之罘刻石」

前出の栗山文集巻二所収の「与田必器」と題する書牘の中で、栗山は、

僕久藏大年草篆隸数種本。獲又自藤益道家。其詛楚文・之罘・長陵刻石・皆絶代妙迹。不可失者。

とし、藤益道（伊藤益道）から獲た韓大年（天寿）翻刻の「之罘刻石」を架蔵していたことを述べている。

△後漢時代▽

(A)「郭有道碑」

『家庭に寄せし柴野栗山の書簡』所収の栗山が蒔田必器に寄せた書牘中に、

此地書家も東江死去之後は主監無之。思ひ思ひに相成申候。水戸立原甚五郎も去年中申上り候。毎々御瞻申候。曹全・郭有道様彼是翻刻も数品出来申候。乍去兎角甚五郎は荒細工にて双鈎十分に無之。残念に御座候。

とあり、栗山は立原甚五郎（翠軒）翻刻の「郭有道碑」を審定したことが明らかである。

(B)「夏承碑」

栗山文集巻六所収の「韓刻夏承碑」の跋文には、
此韓大年刻也。（中略）此本掲与打。皆出大年之手。故窮精極妙。寔希世之宝矣。藤子冬所送致。自哺前展玩。至三鼓始収。

とある。この文頭にある「此韓大年刻也。」という一文から、栗山が韓大年（天寿）翻刻の「夏承碑」を賞蔵したことは明白である。

(C)「曹全碑」

栗山は三種類の「曹全碑」の拓本について言及している。

まず、前述の△秦代▽の(A)「嶧山刻石」で取り扱った栗山文集巻

六所収の「跋韓刻夏承碑」の一文から察すれば、栗山が韓天寿翻刻の「曹全碑」を目録した可能性は極めて高い。

さらに、『家庭に寄せし柴野栗山の書簡』所収の栗山が蒔田必器に寄せた書牘の中で、栗山は前述の立原甚五郎（翠軒）翻刻の(A)「鄧有道碑」とともに、「曹全碑」を手に入れたが、「甚五郎は荒細工にて双鈎十分に無之。」と残念がって、さらに続けて、

其御許にも曹全碑翻刻之由、定而精妙と奉察候。何卒一部御貰ひ申度奉存候。

と、蒔田必器翻刻の「曹全碑」を求めたことを記している。

つまり、栗山が寓目した「曹全碑」の拓本には、韓天寿翻刻本をはじめ、立原翠軒翻刻本、蒔田必器翻刻本という少なくとも三種類あったことが挙げられる。

その他栗山は、この三種類の翻刻本ばかりでなく、原拓を見た可能性が窺い知れるのである(7)。

△三国時代▽

(A)鐘絲「鐘絲書」

栗山文集卷六所収の「河生臨帖」に対する跋文に、

河生孔陽・妙年精臨池。其鍾王以下至于衡山技山。數十家臨本。

運腕老練。脱胎諸名公。筆韻墨情。鋒芒森然可畏也。

とある。「河生孔陽」とは市河米庵のことであり、「鍾王」とは鍾繇と王羲之のことをいう。栗山は、米庵が臨書した「鐘王書」を賞鑑したのである。

△西晋時代▽

(A)陸機「平復帖」

『家庭に寄せし柴野栗山の書簡』所収の栗山が蒔田必器に送った

書牘中、

此間秋碧堂法帖と申す八帖物、一見いたし候。直に阿州へ御買上相成申候。色々面白き物有之候。其内陸機が平復帖、顔魯公竹山聯句兩帖は初て見申候。

とあり、栗山は『秋碧堂帖』によって、陸機「平復帖」を初見したのである。

△東晋時代▽

(A)王羲之「蘭亭叙」

前述の(A)陸機「平復帖」で取り扱った『家庭に寄せし柴野栗山の書簡』所収の書牘には、さきに引いた、栗山は『秋碧堂帖』によって陸機「平復帖」や顔魯公「竹山聯句」を初見した」とする一文の後に、

蘭亭も至極の精刻之様に存候。御覽被成候哉。

とあって、栗山は『秋碧堂帖』の王羲之「蘭亭叙」の所感を述べている。

(B)同「豹奴帖」

「右軍草書上」と題した栗山の自筆本中、模写した『二王帖』中巻の「豹奴帖」の頭注に、

前三行曾／見真蹟是／絹本趙子／昂鄧善之／題為眠食／帖

とあって、栗山が『二王帖』中巻の「豹奴帖」の他、趙子昂(全盤類)や鄧善之の題辭が載る絹本の「眠食帖」(豹奴帖)を見たことが明らかである。

(C)同「喪生帖」

「右軍草書上」と題した栗山の自筆本中、栗山は模写した『二王帖』中巻の「喪生帖」の頭注において、

此帖曾入／宣和內府／余嘗見之／意為唐臨／有宣政及／菴等壘
／及內府圖／書之印

と記している。この頭注から、栗山が『二王帖』中巻の「裴生帖」の他、に「宣政及菴等壘」および「内府圖書之印」が見られる「裴生帖」を刮目したことは明らかである。

△唐代▽

(A) 歐陽詢「皇父府君碑」

前述の△秦代▽の(A)「嶧山刻石」同様、藤貞幹によって韓天寿から韓刻の「皇父府君碑」が栗山に贈られる約束が取り交わされている。栗山が実際に「皇父府君碑」を賞玩したかについては、貞幹をめぐる栗山と天寿との交友関係において窺い知るばかりである。

(B) 同「姚恭公碑」

前述の(A)「皇父府君碑」同様、藤貞幹によって韓天寿から韓刻の「姚恭公碑」が栗山に寄贈される約束が取り交わされていた。

(C) 同「同州聖教序」

これに関しても前述の(A)「皇父府君碑」および(B)「姚恭公碑」と同様、栗山に韓天寿から韓刻の「同州聖教序」を贈呈される約束が取り交わされていた。

(D) 孫過庭「書譜」

『家庭に寄せし柴野栗山の書簡』に、蒔田必器の法帖翻刻について栗山が必器に寄せた書牘がある。その中で、栗山は、

三代法帖竝に書譜私方へもらい申候。

と記していることから、栗山が「書譜」を所蔵したことは確実である。周知の通り「書譜」の真蹟の影印が、大正の末年、わが国に紹介されたが、それまでは刻本を識るのみであったことからすれば、

栗山は「書譜」の刻本を賞鑑していた()ことがわかる。

(B) 李北海「葉有道碑」

栗山文集巻六所収の「李北海葉有道碑」の跋文に、

韓大年天寿家翻刻葉碑・姿態雖如可恨。而頗軟靡乏骨力。恐明人臨本也。且点畫間。遊絲牽聯。極纖細。不似石本。蓋木刻矣。韓本非不知也。但以當時無怵本。且取以具一家數耳。中村景蓮持此本相示。極遒勁變化有骨力。其為真本不可疑也。恨不便韓見焉。景蓮欲模刻以慰韓於九原。

とあって、栗山は二種類の「葉有道碑」の拓本を審定している。すなわち、韓天寿翻刻本および中村景蓮翻刻本の二種の拓本である。

(F) 「金丹帖」

栗山文集巻三所収の栗山が久保仲通に与えた書牘には、

得沢右仲書。云。仲通挙男。家学有所託。凡在交遊。其喜非常也。謹奉李北海金丹帖以為賀。

とあり、栗山は親友の仲通の成功を祝して、李北海「金丹帖」を贈呈したのである。さらに続けて、

其簡陋難可嘆。或為他日学書之須矣。亦一片婆心乃爾。勿謂太早計。

と記していることから、栗山自身が「金丹帖」を「学書之須」としていたことが想像される。

(G) 明皇(玄宗皇帝)「石台孝経」

栗山文集巻六所収の「石経孝経跋」には、

今藏在内庫。唐人石経孝経不知其出何人手。似酷似虞法。

とあり、栗山はこの「石経孝経」が唐人の書であり、「虞法」を伝えたものであると述べている。ところが、唐代において虞世南風の

合理的な組立てによって文学の安定をとる書法で、しかも「孝経」を右に刻したものとえば、明皇(玄宗皇帝)「石台孝経」であることは間違いないだろう。

(H) 顔真卿「多宝塔碑」

前述の(A)歐陽詢「皇父府君碑」、(B)同「姚泰公碑」、(C)同「同州聖教序」と同様、藤貞幹によって韓天寿から韓刻の「多宝塔碑」が栗山に贈られる約束が取り交わされていたことが、栗山文集卷六に記されている。

(I) 同「麻姑仙壇記」

前述の(H)顔真卿「多宝塔碑」同様、藤貞幹によって韓天寿から韓刻の「麻姑仙壇記」が栗山に寄贈される約束が取り交わされていたのである。

(J) 同「竹山聯句」

前述の(A)西晋Vの(A)陸機「平復帖」同様、栗山は『秋碧堂帖』によって初めて顔真卿「竹山聯句」を見たということが、「家庭に寄せし柴野栗山の書簡」所収の書牘に記されている。すなわち、さきに引いたように「其内陸機が平復帖、顔魯公竹山聯句両帖は初て見申候」とある。周知の通り「顔魯公」とは顔真卿に対する尊称である。

(K) 史維則「大智禪師碑」

栗山文集卷六所収の「史維則大智禪師碑帖」の跋文中には、

乙卯冬、彦与藤張羽相識。張羽広沢翁公謹孫也。始知此碑翁旧藏也。張雨因并新鷄模本出示。

とある。「乙卯」とは寛政七年(一七九五)であり、「藤張羽」とは細井広沢(知慎)の孫にあたる。栗山は二種類の「大智禪師碑」

すなわち、細井張羽翻刻本と、細井知慎旧藏の原拓の両方を賞鑑する機会に恵まれたのである。

(L) 李陽冰「明州裴公碑」

栗山文集卷三所収の栗山が薛田必器に送った書牘の一文に、

田疇之篆則為李陽冰明州裴公碑。黃伯思有弁可考。

とあり、栗山は黃伯思を挙げて、「田疇の篆とは、李陽冰の明州裴公碑のことをいう」と指摘している。黃伯思は宋代の人であり、その著『法帖刊誤』二卷は、『淳化閣帖』の誤りを正し、古器物や碑版・典籍を考証した題跋が収載されていることでよく知られている。栗山はこの「法帖刊後」を読み、しかも李陽冰「明州裴公碑」を見して、年上の必器に意見を書き送ったものと考えられる。

(M) 劉升「華嶽精享昭応碑」

栗山文集卷六所収の「劉升華嶽精享昭応之碑」の跋文には、

晉石永根元鼎。近得之秘玩。暫借數日。題此還之。

とある。「晉石永根元鼎」とは北条鉉である。栗山は北条鉉所藏の「華嶽精享昭応碑」の原拓を借観している。

八宋代V

(A) 蘇轍「栞志論」

栗山文集卷六所収の「模刻蘇子由書」と題する跋文中、

右蘇轍城栞志論大行。芸藩秘藏也。

とあり、芸藩(安芸藩—現在の広島県にあたる)に、蘇轍城(蘇轍)「栞志論」の模刻本が秘藏されていたことがわかる。

また同文集同跋文中には、

芸侯一日饗白川侯。出此卷觀玩。白川侯稱贊久之曰。恨不使柴邦彦手觀。以為如何。後數日。侯令儒臣頼千祺携示。蓋以白川

侯之言也。邦彦薰沐再拜而伏觀。

と記されていることから、栗山がこれを賞鑑する機会に恵まれたことがわかる。

△元代▽

(A)趙孟頫「前赤壁賦」

栗山文集卷六所収の「子昂前赤壁賦跋」に、栗山は、

計曹掾岸汝裕。贊杏花春四枝。以求跋此帖。夫松雪字。本有定価。而汝裕眼。亦具尺度焉。(中略)果佳本也。或疑其末行題名。頗乏鋒函。蓋以石本也。

として、岸汝裕所蔵の松雪(趙孟頫)「前赤壁賦」の拓本を寓目する機会に恵まれたことを記している。

さらに同文集同跋文中、

但松雪前後赤壁。余觀其大小字數本。皆晚年作。肥滯多肉可厭。

雖六集帖所収。亦不如此本瘦硬律律也。

とあることから、当時、すでに栗山は、何種類かの趙孟頫「赤壁賦」を審定していたことは明らかである。

△明代▽

(A)王守仁「東坡墨君亭詩」

栗山文集卷六所収の「王陽明草書跋」に、

王伯安一代偉人也。筆札小枝。豈經心者哉。其草書東坡墨君亭詩。勁迅飛動間。正大隱秀之氣。溢於筆墨可掬。其瘦硬作瘦頰。

誰敢作誰文者。蓋依墨本而誤也。但新意以下二十一行。好古以下六行。筆已蠱惡。而字亦強戾。恐別人竄補者。其餘二十九行。則為王書。万無一疑矣。

とある。「王伯安」とは王守仁の字であり、号は王陽明と称し、陽

明学の開祖であることは誰も知るところである。

また同文集同跋文中、

中景蓮獨能捐十余金而置之。可謂具眼者也。

とあり、栗山は、中景蓮(中村景蓮)所蔵の「東坡墨君亭詩」の拓本を賞鑑していたことがわかる。

(B)同「王守仁書」

『家庭に寄せし柴野栗山の書簡』所収の栗山が詩田必器に寄せた書牘に、

王守仁書、石刻、御惠報被下、御深情辱致拜受候。

として、栗山は必器から「王守仁書」が贈られたことを記しているのである。

(C)唐寅「唐寅書」

これについては、栗山文集卷六に「跋鈎填唐伯虎書」と題した跋文が所収される。「唐伯虎」とは唐寅の字である。その書が果たして何であったのかは同跋文中からは詳らかではないが、同跋文によれば、

阿波侯命侍臣森川叔茂。鈎填墨巧妙。

とあり、その書の双鈎填墨本は、阿波侯が命じて森川叔茂がつくったものであることがわかる。

また同文集同跋文中、

試取真蹟。双懸而視之。

と記されていることから、栗山は「唐伯虎書」の真蹟本とその双鈎填墨本の二種類を審定していることは明白である。

(D)文徵明「文徵明書」

前述の△三国時代▽の(A)鍾繇「鍾繇書」で取り扱った栗山文集卷

六所収の「河生臨帖」についての跋文には、さきに引いたように「孔生孔陽。妙年精臨池。其鍾王以下至衡山枝山。數十家臨本。運腕老練。脱胎諸名公。筆韻墨情。峰芒森然可畏也。」とある。「衡山枝山」とは文徵明と祝允明のことである。栗山は、河生孔陽(市河米庵)が臨書した「文徵明書」を見たのである。

(E) 祝允明「祝允明書」

前述の(A)文徵明「文徵明書」同様、栗山は、市河米庵が臨書した「祝允明書」を属目している。

△清代▽

(A) 康熙帝「臨蘭亭記」

栗山文集卷六所収の「康熙帝臨蘭亭記跋」に、栗山は、右康熙帝臨董文宰褰叙。

として、康熙帝が董書の「蘭亭記」を臨書したのを見る機会に恵まれたことを記している。周知の通り董書とは、「董文宰」(董其昌)の書いたものをいう。

また同文集同跋文中、

北条仲鼎伝刻以課兒童。軼成來示。謾為書此。

とあり、その康熙帝「臨蘭亭記」は北条仲鼎(北条鉉)翻刻本であったことが明らかである。

2 集帖・專帖

△唐代▽

(A) 『十七帖』

「右軍草書上」と題した栗山の自筆本中、模写した『二王帖』中巻の「十七帖」の割注には、「逸民帖」について、

十七帖 無無縁以下十字とあり、栗山は『二王帖』の「十七帖」とは別に、『十七帖』を見ていたことがわかる。

さらに同自筆本中、模写した『二王帖』上巻の「成都城池帖」の割注に、栗山は、

長沙帖 水刻十七帖

と記し、「成都城池帖」が、後述の△宋代▽の(D)『長沙帖』および△明代▽の(F)『二王帖』の他、『水刻十七帖』にも刻入されていることを指摘している。『水刻十七帖』とは恐らく、後出の△宋代▽の(A)『淳化閣帖』における『水刻閣帖』と同様、江戸後期に水戸藩(現在の茨城県にあたる)において立原翠軒が翻刻した『十七帖』をいうのであろう。

(B) 『澄清堂帖』

「右軍草書下」と題した栗山の自筆本中、栗山は双鈎した「初月帖」の割注に、まず、

汝帖 麴陶 絳

と記し、「初月帖」が後述の△宋代▽の(E)『絳帖』や(F)『汝帖』の他、△明代▽の(A)『麴陶齋帖』に刻入されることを指摘し、さらに割注には、

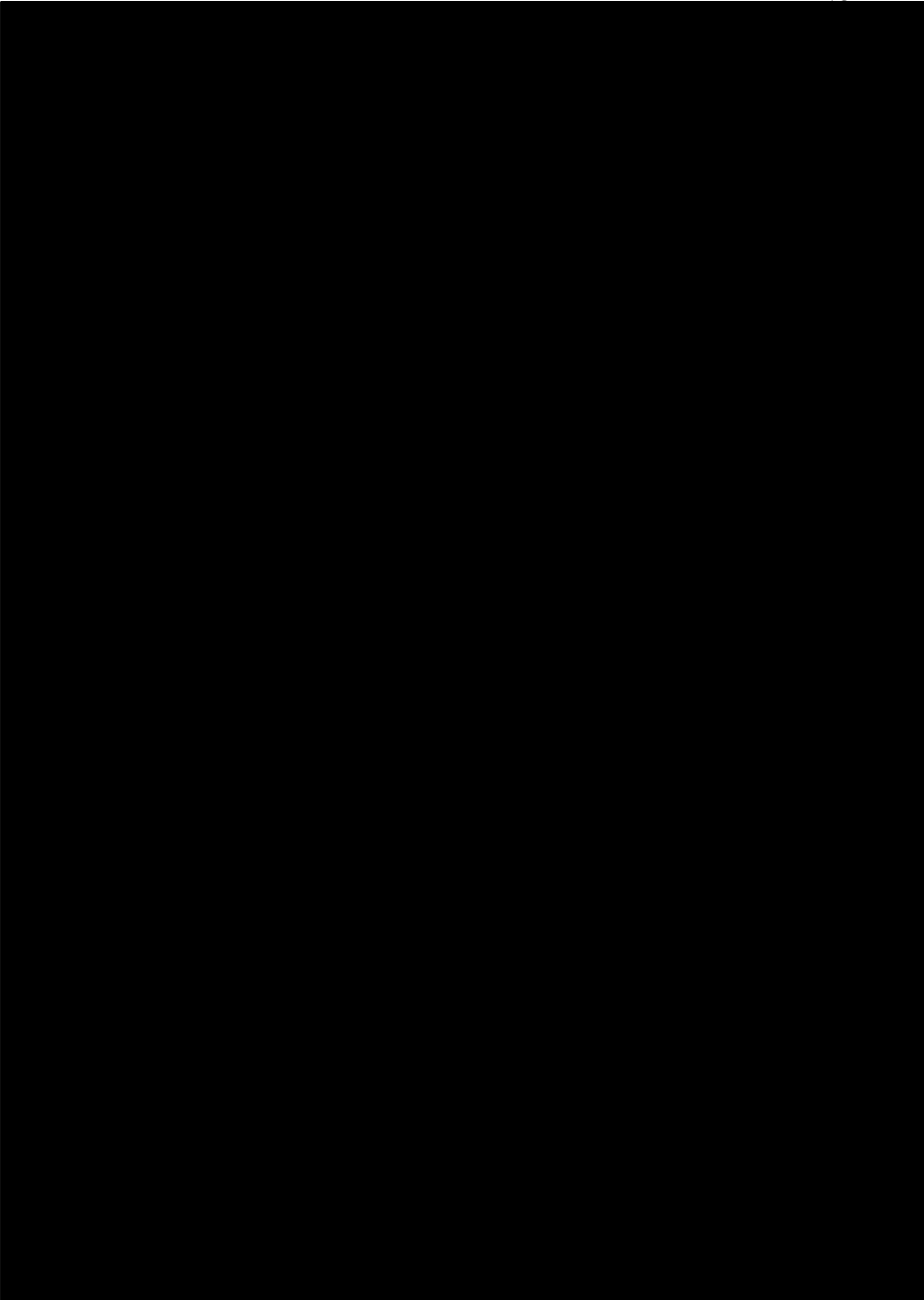
澄清堂帖末有頓首二字

とし、『澄清堂帖』の「初月帖」について言及している。

△宋代▽

(A) 『淳化閣帖』

「右軍草書上」と題した栗山の自筆本中、栗山は模写した『二王帖』中巻の「鯉魚帖」の頭注に、



図（上）栗山模写『右軍草書上』（破羌帖）（下）同『大令草書』（衛軍帖，及び栗山注記）

此帖淳化ノ所刻及絳ノ帖々首皆ノ有四行辭ノ多重不復ノ尺刻ノ前四行ノ別作一ノ帖原字ノ此不相屬

と記している。栗山が、『二王帖』と『淳化閣帖』とを対照したことは明白である。

さらに栗山文集卷六所収の「水刻閣帖跋」には、

閣帖自祖石既亡。模勒日就鹵莽。以星鳳玉麟。且未滿識者意。

況降於此者。其甚者使軫之順逆。既失筆路。而不成字者。往往

有之。尚何神韻骨格之淵微之望。水戸府彰考館總裁立原伯時。

博涉才弁。書法妙于一時。病於此者久矣。編者之暇。取数十本

校訂。稱為精蕪。平生秘惜。不肖輕示人。(中略)蓋近日佳本也。

とあり、栗山は水戸藩(現在の茨城県にあたる)の立原伯時(翠軒)翻刻の「閣帖」すなわち『淳化閣帖』を審定していたのである。

(B) 『大観帖』

「右軍草書上」と題した栗山の自筆本中、模写した『二王帖』上巻の「誰周帖」の脚注に、

大観分敵君以下為一帖

とある。栗山は、『大観帖』と『二王帖』の「誰周帖」を対照したのである。

(C) 『太清樓帖』

「右軍草書上」と題した栗山の自筆本中、模写した『二王帖』中巻の「敬和帖」の頭注に、

敬和以下ノ三帖建中ノ靖国統帖ノ以為賀知ノ章非

とある。周知の通り「建中請国統帖」とは、前述の(B)『大観帖』の続帖であり、『太清樓帖』の別称である。栗山は『太清樓帖』を属

自している。

(D) 『長沙帖』

「大令草書」と題した栗山の自筆本中、模写した『二王帖』下巻の「敬祖帖」の脚注に、

此帖重見五卷古法帖豈考之未詳ノ耶長沙帖亦然ノ敬祖王導子武

岡侯臨也敵使君々字ノ旧作知警見唐模此帖是君字今後ノ改定

とあることから、栗山が『長沙帖』を賞鑑したことは明白である。

(E) 『絳帖』

「右軍草書下」と題した栗山の自筆本中、模写した『淳化閣帖』の「奄至帖」の割注に、栗山は、

淳化 宝晋 絳

と記し、「奄至帖」が、前述の(A)『淳化閣帖』の他、『絳帖』に刻入されることを指摘している。

(F) 『汝帖』

前述のA周代Vの(B)「詛楚文」で取り扱った栗山文集卷三所収の栗山が蒔田必器に寄せた書牘には、さきに引いたように「但銅盤銘汝帖采入。其為偽帖不必多言。一目可弁。」とある。栗山が『汝帖』

を賞鑑していたことは明白である。

さらにこれについては、栗山の自筆本においても確認される。

(G) 『宝晋齋帖』

「右軍草書上」と題した栗山の自筆本中、模写した『二王帖』中巻の「虞發興帖」の割注に、

宝晋取不如志以下

とあることから、栗山が『宝晋齋帖』を刮目したことは明らかである。

八明代V

(A) 『鶴岡斎帖』

「右軍草書上」と題した栗山の自筆本中、模写した『二王帖』中巻の「又二帖」の割注に、

鶴岡斎連歌々帖末無見令送下

とある。栗山は、『鶴岡斎帖』と『二王帖』の「又二帖」を対照したのである。

(B) 『戲鴻堂帖』

栗山文集卷六所収の「市河生藏停雲館法帖跋」には、

文氏停雲館帖。於明諸刻最精。高子董氏鴻宝上教等。

とある。「董氏鴻宝」とは、董其昌によって刻された『戲鴻堂帖』である。つまり栗山は『戲鴻堂帖』を審定したのである。

またこれについては、栗山の自筆本においても確認される。

(C) 『停雲館帖』

前述の『戲鴻堂帖』で取り扱った栗山文集卷六所収の「市河生藏停雲館帖跋」には、さきに引いたように「文氏停雲館帖。於明諸刻最精。高子董氏鴻宝上教等」とあり、さらに続けて、

但伝刻日広。麤惡相踵。小楷至破神度人之類。殆不成字。近日

舶来者殊甚。河孔陽此本殊精妙。非復従前諸本之比矣。

とある。周知の通り「文氏停雲館帖」とは文徵明父子によって刻された『停雲館帖』のことである。栗山は、当時将来された『停雲館帖』の中で、河孔陽（市河米庵）架蔵のものが最も精刻であったことを指摘している。

また、前述の八唐代Vの(D)孫過庭「書譜」で取り扱った『家庭に寄せし柴野栗山の書簡』所収の栗山が蒔田必器に寄せた書牘には、

さきに引いた「三代法帖並に書譜私方へもらひ申候。書譜は半本に御座候。」とある一文に続けて、

新渡し停雲館に脱行有之候。其脱行之分有之候は、承置申候。刻も新渡よりもよく御座候。

とあり、栗山が『停雲館帖』を所蔵したことは明白である。

さらに、このことについては栗山の自筆本においても確認される他、『日本柴野栗山初拓本書譜』(9)に収載される大窪詩仏の題識には、

書譜約理以下定為真迹学書譜／者得之則足矣此帖係停雲初刻／本有雙玉樓邦彦私印記口柴／学士之藏本也約理下第三十三行／手不忘以下三行模本所補古人未／云因併及之前後三葉以河米庵／本補之

とあり、栗山が、『停雲館帖』の初拓本を所蔵していたことがわかる。言うまでもなく「雙玉樓」とは、栗山の堂号である。

(D) 『玉煙堂帖』

栗山文集卷六所収の「新刻集字古詩十九首跋」に、栗山は、余執事阿波国。祇役徳島城。公事既竣。而猶羈留未放。兀坐無事百許日。無可以遣日。請出公家玉煙堂帖。披玩以排悶。因集二王字以書。此亦消閑戲墨也。事既在三十年前矣。

として、阿波国（阿波藩）現在の徳島県にあたる）に出仕していた時（一七六七—一七八七）、『玉煙堂帖』に拠って二王の書を集字した(4)ということを述懐している。周知の通り「二王」とは、王羲之と王獻之の尊称である。

(E) 『宝賢堂集古帖』

「古軍草書下」と題した栗山の自筆本中、栗山は模写した「鶴等

不佳帖」の割注に、

宝晋齋 宝賢堂

と記し、「鵞等不佳帖」が前述の△宋代▽の(G)『宝晋齋帖』の他、『宝賢堂』(『宝賢堂集古帖』)に刻入されることを指摘している。

(F)『二王帖』

『家庭に寄せし柴野栗山の書簡』巻頭に所収される「栗山先生遺事(原佚名)家世紀聞」には、

深喜閣帖。有手模二王帖。每遇善本。一波一撇。一一对照。注異同其秀。

とあることから、栗山が『二王帖』を模写し審定したことは確実にある。

またこのことについては、すでに△宋代▽の(B)『大観帖』において前述したように、栗山の自筆本においても確認される。

(G)『藻蘅家六集帖』

前述の△元代▽の(A)趙子昂「前赤壁賦」で取り扱った栗山文集巻六所収の「子昂前赤壁賦跋」には、岸汝裕所蔵の趙子昂「前赤壁賦」の刻本に対する栗山の所感が記されている。すなわち、さきに引いたように「雖六集帖所収。亦不如此本瘦硬律也。」とある。栗山は『六集帖』(藻蘅家六集帖)を賞鑑したのである。

△清代▽

(A)『秋碧堂帖』

この集帖のことについては、すでに△西晋▽の(A)陸機「平復帖」や△東晋時代▽の(A)王羲之「蘭亭叙」をはじめ、△唐代▽の(J)顔真卿「竹山聯句」においても前述したが、さらに『家庭に寄せし柴野栗山の書簡』所収の栗山が蒔田必器に寄せた書牘には、

此間秋碧堂法帖と申す八帖物、一見いたし候。

とあり、栗山が『秋碧堂帖』を賞鑑したことが確認される。

(B)『呉興帖』

「大令草書」と題した栗山の自筆本中、模写した『二王帖』下巻の「遼遠帖」の割注に、

呉興芸文補作呉興帖

とあり、さらに、模写した「遼遠帖」の「五字」の右には、

芸文補作吾

という書き込みが見られることから、栗山が『呉興帖』を賞鑑したことは明白である。

△その他▽

(A)『三代法帖』

前述の△唐代▽の(D)孫過庭「書譜」で取り扱った『家庭に寄せし柴野栗山の書簡』所収の書牘に、さきに引用したように「三代法帖竝に書譜私方へもらい申候。」とある。栗山が『三代法帖』を賞鑑したことは明らかである。

ただしこの集帖については、刻された年代等の一切が不明なので後の考証を待ちたい。

(B)『獅子吼堂帖』

『家庭に寄せし柴野栗山の書簡』所収の栗山が蒔田必器に寄せた書牘には、

獅子吼は縫帖に出居申候。御入用なれはおほせ可申候。

とあり、栗山が『獅子吼堂帖』を架蔵したことは明白である。この集帖は、漢魏六朝隋唐の著名な碑版を輯めて日本で模刻されたものである。

以上より、栗山は江戸時代後期において、周代から清代にわたる碑版・法帖等を賞鑑していたことが明らかにされた。しかしはじめに述べたように文化的中心にあった栗山でさえも、その原拓および真蹟を審定することが稀であり、審定した拓本は、韓天壽翻刻本をはじめ蒔田必器翻刻本や中村景蓮翻刻本および北条鉞翻刻本の他、立原翠軒翻刻本に代表される木版が大部分であった(10)。

次に栗山が審定した碑版・法帖等の書体について言及すれば、篆・隸・楷・行・草のすべてに及んでいたこと、しかし隸書はいわゆる八分と称されるものに限定されていたことが注目される。

ところで、先述のように卓絶した鑑識を有し視野が広がった栗山は、栗山文集巻二所収の「翻刻墨池瑣録小引」および「集古妙蹟序」において、江戸中期の中国書道受容の中心にあった宋・元・明の書よりも、晋・唐の書を学ぶ必要性を述べ、晋・唐の書法を学書の中に置くべきだという(11)。またこのことは、栗山が蒔田必器に寄せた書牘においても明らかであり、やはり唐書の書法における普遍性を述べている(12)。栗山が審定した碑版・法帖等について時代順に概観しても、特に唐代の拓本、単帖の数が多く、さらに東晋時代の王羲之および王献之の草書尺牘に対する栗山の関心が高かったことが確認されるのである。

次章では、右の篆書、隸書、草書について各々一例をとって詳述し、栗山から見た江戸後期における中国書道の受容と伸展について考察したい。

(1) 柴野碧海・允常篇『栗山文集』天保十三年、桐陰書屋鋳板。

全六巻からなり、巻一に雑著、巻二に序記、巻三に書牘、巻四に墓誌銘、巻五に贊銘、巻六に題跋が収載される。

(2) 中川黙堂篇『栗山堂詩集』明治三十九年、松風竹月居蔵板。上・下二巻からなる。

(3) 川口万之助・長尾折三纂著『家庭に寄せし柴野栗山の書簡』明治四十三年、聚精堂。その巻頭に柴野碧海撰『栗山先生遺事(原佚名)家世紀聞』が収載される。

『栗山先生遺事(原佚名)家世紀聞』の撰者である柴野碧海は、安永八年(一七七九)栗山が四十四歳の時、一方、碧海が七歳の時、栗山の養子になっている。したがってこの記事の信頼性は極めて高いと言わざるを得ない。

(4) 各々の表紙の右上に「右軍草書上」「右軍草書下」「大令草書」と題した栗山の白筆本がある(阿波文庫所蔵)。三冊の冊子本中、「右軍草書上」は『二王帖』上巻および『二王帖』中巻の王羲之草書尺牘を模写してできた専帖であり、また「右軍草書下」は『二王帖』以外の集帖、すなわち『淳化閣帖』『絳帖』『宝晋齋帖』『澄清堂帖』から王羲之草書尺牘を択んで模写してできた専帖である。一方、「大令草書」は『二王帖』下巻の王献之草書尺牘と、『二王帖』以外の集帖、すなわち『淳化閣帖』『絳帖』『宝晋齋帖』から王献之草書尺牘を択んで模写してできた専帖である。以上、三冊の自筆本中、各々の草書尺牘について書き込みが見られるのである。

なお「右軍草書上」と題した自筆本中、模写した『二王帖』中巻の「近日帖」の脚注に「彦案並/書□」とあって、さらに「大令草書」と題した自筆本中にも、模写した『淳化閣帖』

の「衛軍帖」の割注に「彦案是齋岡齋本疑米臨本矣。」と記されている。言うまでもなく「彦」とは栗山のことである。さらに「右軍草書下」と題した自筆本中の書き込みに見る書風は、明らかに他の二冊中の書風と一致するのである。つまり三冊の冊子本中の書き込みは、すべて栗山の自筆によると断定される。

栗山の自筆本三冊が所蔵される阿波国文庫とは、阿波藩（現在の徳島県にあたる）の国学の文庫であり、栗山および屋代弘賢の旧蔵を中心に所蔵しているという。栗山の旧蔵には、すべて八柴氏家蔵図書という印があり、また八柴邦彦図書後／婦阿波国文庫／別蔵于江戸雀林荘万巻楼」という印が押されている。前述の栗山自筆本の巻頭右下に、前者の印があり、右上に後者の印がある。さらに右下には別に八呉服文庫の印記が見られることより、阿波国文庫に所蔵された栗山の自筆本は、後に呉服文庫の所蔵になったことが知れる。現在呉服文庫は、徳島県立図書館に保管される。

内藤虎次郎「徳島一瞥」（大阪朝日新聞）明治四十二年九月六日・七日、参照。

猪井達雄「柴野栗山と阿波」（『徳島教育』十二）昭和五十八年、参照。

(5) 他に「寺社宝物展覧目録」（『続々群書類従』十六「雑部」、明治四十四年初刻）があるが、同日録巻頭所収の「目録仕立凡例」に、「諸宝物之名目者、外題並箱之上書、寺僧之申出候通に認置申候。」とあり、また「此度写取候分者、三角印付置。但先達而御写有之候品も、格別見事に相見候物者、為御見合、猶又写取儀も有之候。」とある他、「御取寄にも相成可申と奉存

候品者、丸印付置申候。」とあることから、この目録中に記載された碑版、法帖等を栗山が審定したかについての真相は不明である。したがってこの目録は、本論文の中心的資料としては不適当である。

(6) 八周代V(A)「鐘鼎彝器款識」（七一頁）参照。

(7) 後掲、「曹全碑」（八六頁～八八頁）参照。

(8) 後掲、孫過庭「書譜」（八八頁～九十頁）参照。

(9) 藤原楚水『歌註・書譜統書譜之研究』所収、二五三頁、昭和四十八年、省心書房。

(10) 『栗山先生遺事（原佚名）家世紀聞』（3）によれば、「伊勢韓大年天寿。有家刻法書數十種。及其他四方各家刻本。多方求致。」とあり、「其他四方」とは、すなわち蒔田必器をはじめ中村景運の他、北条鉸および立原翠軒であると推察されるのである。栗山が審定した翻刻本中、言うまでもなく韓天寿翻刻本の数が一番多かったのである。

(11) 「翻刻墨池瑣録小引」（『栗山文集』巻二）には、「每抗志於晉唐。而宋元以下。則不屑。」とあり、「集古妙蹟序」（『栗山文集』巻二）には、「何宋元明好奇尚古之士。如許其夥。鈞深闢微著述。如許其富。而無之及者也。夫晉唐高手絕芸。妙契之余巧。或時減數画。以便運腕。又故出剩筆。以弄姿態。」とある。

(12) 『家庭に寄せし柴野栗山の書簡』（二五五頁～二五九頁）には、「唐人の書は後々たりとも、先法則にならぬは有えまじく候。」とある。

二 栗山からみた江戸後期における中国書道の受容と伸展

「鐘鼎彝器款識」

前章において、栗山文集卷二所収の「与田必器」の一文に、

但銅盤銘雖汝帖采入。其為偽帖不必多言。一目可弁。

とあることから、栗山が『汝帖』の「對比干墓銅盤」を賞鑑していたことについて述べた。一方、右の文中の「其為偽帖不必多言。一目可弁。」からは、栗山の鐘鼎彝器款識に対する明確な鑑識が推察される。以下、このことについて栗山と高芙蓉の関係から言及してみたい。

当時すでに芙蓉は篆刻において、その才能を認められていた。栗山文集卷二所収の「漢篆千文序」の文中に、栗山は、
当時天下作印已宗儒皮。

と記し、また同文集卷二所収の「飲中八摠歌印譜序」には、篆刻における芙蓉の才能を賞賛して、

昔吾友儒皮。以鉄筆名一代。求之者与学其門日百客未休。儒皮博愛。無所挾賢愚皆欽然接之不倦。

と記している。栗山が儒皮（芙蓉）を印聖と称したことは、最も有名な逸話になって現在に伝えられている。

その芙蓉との交友について、栗山は芙蓉の門人であった源性良が編纂した『芙蓉私印譜』の序文において、

余与儒皮相知二十年。自山水風月之遊娛。金石書画之鑑賞。相与留連耽翫。（栗山文集卷二所収）

と述べている。「余与儒皮相知二十年」とあるが、儒皮（芙蓉）が没したのは天明四年（一七八四）で、この年芙蓉は六十三歳であり

栗山は四十九歳であった。すると栗山と芙蓉との交友は、昭和元年（一七六四）、栗山が二十九歳の前後から始まったことになる。しかも栗山は明和四年（一七六七）阿波藩に召され、初めて政治的場面に登場したことからすれば、芙蓉との交友は、栗山が社会的に認められる以前からすでに始まっていた可能性がある。

さらに、栗山文集卷三所収の栗山が芙蓉に寄せた書牋には、
象鉏銅印一顆。製作巧妙。加以老兄手刻極荷盛意。字法蒼古遒勁。宛然殷周鼎彝文。当伝子孫永保也。

とあり、栗山は老兄（芙蓉）から贈られた象鉏銅印について、「字法は蒼古遒勁にして、殷周の鼎彝文に宛然たり」とその刻風を批評しているのである。

ところで、江戸時代の篆書および篆刻について細井知慎はその著『観鶯百譚』において、

古に能書に一人も篆法の善書の称なし。弘法大師の寺額に聊有いといへども、偽書やらん。見るにたらず。益田の池の碑も同じ。すでに前にいへる所のごとし。松華堂の篆書精良とも言いがたし。（第九三「古今の篆書正統流派」）

と記し、江戸初期までは篆書の筆法が明らかにされていなかったことを指摘し、さらに続けて、

近年世の学者、印章を篆刻する事をこのむ人有り。篆法をうかがひ求むる人おほし。又先年投化の唐人黃道謙といふ人、篆をよくす。長崎の人、その弟子なして学びたる人あって、世に好む人出来たるなり。

として、江戸中期になってわが国においても篆刻および篆書が普及し盛んになったことを述べている。

しかし当時の篆刻界は、小林斗齋氏がその著「印譜の話」(13)の中で「江戸期に移植された篆刻は、明末の俗流が主で極めて幼稚な存在であった。」と説明された程度であり、このような状況において「殷周の鼎彝文」すなわち殷周における鐘鼎彝器款識の趣を有する印を刻した芙蓉もさることながら、それを認めることができた栗山の審美眼も立派といえよう。また栗山より十四歳も年長で、しかも篆刻界では宗と仰がれる芙蓉に向って、前述の評言を書き送ったということは、栗山が鐘鼎彝器款識に対して深い見識を持っていたという自負心の現れともとれよう。

そこで、次はさらに時代的社会的考察を加えながら、そのいわば自負心につながるものの要因について言及したい。

まず、栗山が見た『篆書の碑版』(以下、『篆書碑』という)は前章によれば△周代▽の(A)「鐘鼎彝器款識」の他、少なくとも四種類の『篆書碑』があったことが明らかにされた。すなわち、

△周代▽

(B)「詛楚文」

△秦代▽

(A)「嶧山刻石」

(B)「芝罘刻石」

△唐代▽

(B)李北海「葉有道碑」

がある。ところがこの四種類の『篆書碑』の書体は、周知の通り厳密にいえば鐘鼎彝器款識のそれとは随分異なることから、四種類類の『篆書碑』が、栗山の鐘鼎彝器款識に対する見識を直接的に深めたとは言えない。

ところで、この頃出版事業が活発になり、説文をはじめ、篆書字典や篆書で書かれた千字文等が翻刻された。主なものを列記すれば、

斯文大本、独立(二六六〇)

説文解字韻譜五卷、南唐、徐鍇(一六六三)

説文解字五音韻譜五卷、宋、李燾(一六七〇)

説文解字五音韻譜十二卷、宋、李燾(一六七〇)

韻府古篆彙選五卷、清、陳策(一七二三)

撫古遺文二卷、明、李登(一七二六)

篆体異同歌上下冊、篆隴附錄、細井広沢(一七二六)

六書精蘊六卷、明、魏校(一七二七)

広金石韻府、清、林高葵(一七三七)

六書正譌五卷、元、周伯琦

篆書唐詩選五言絶句、関口黄山(一七五三)

篆書唐詩選七言絶句、関口黄山(一七五六)

集古印篆四卷、秦貽(一七七五)

東江先生篆説、沢田東江(一七八〇)

古篆千字文三卷、玉洲矢道成章卿父(一七八一)

漢篆千字文四卷、高芙蓉(一七九六)

聯珠篆文、池永道雲(一八〇二)

説文解字十五卷、漢、許慎撰、宋、徐鉉等校(一八二六)

などとなる。これは西川寧氏もその著において指摘されたように(14)、十七世紀後半からわが国でも説文学が注目され、篆刻および篆書が盛んになった証であろう。

そしてこの篆刻、篆書に関係した当時の出版物の中で、『漢篆千字文』および『聯珠篆文』には栗山の序文があり、序文中には栗山

の学問的態度を窺い知ることができるのである。つまり当時栗山は社会的最高の地位にあった人々の中で文化人として世に名を馳せ、しかもこの時代、文字学とともに考証学および金石学などが盛んであったことから、鐘鼎彝器款識に詳しくあったのである。

他方、中国では、十七世紀後半から十九世紀初めといえ、周知の通り康熙・雍正・乾隆・嘉慶にあたり、いわゆる帖学後期から碑学前期の頃になる。書学の文献が整理体系化され、集帖を主とする帖学の学問的基盤が固められ、しかも考証学や金石学が発展して、金石・碑版を鑑賞以外に学問の対象として取り扱ったことは誰もが知るところである。

つまり栗山から見た江戸時代受容の篆刻および篆書は、清朝の新興の学風に大きく影響された所産であり、学問的傾向が強かったけれども、未だ美的価値の追究が本格的に行なわれることが少なかったと推察されるのである。

「曹全碑」

栗山が見た曹全碑には、韓天寿による翻刻本をはじめ、立原甚五郎翻刻本、蒔田必器翻刻本があったことは、すでに前章で述べた。さらに隷書にも詳しい栗山の鑑識眼の例として、その栗山が見たであろう原拓について考察する。

当時翻刻本ばかりでなく、曹全碑の原拓があったことについては、すでに伏見冲敏氏がその著「曹全碑について」(15)の中で、「徳川十一代将軍家斉の享和二年、屋代弘賢がこの碑の原拓を一本手に入れた。四年前の寛政十二年、長崎に輸入された四本のうちの一つで、いま一本は木村兼葎堂が買った」と述べられている。周知の通り

屋代弘賢は寛政四年、栗山に同行して山城大和地方の古社寺宝物を点検した幕府の祐筆である。その弘賢が曹全碑の原拓を手に入れた享和二年は、栗山は六十七歳であった。したがって栗山が弘賢所蔵の曹全碑の原拓を見たとすれば、栗山が没した文化四年までの五年間ということになる。栗山と弘賢との交友を考えれば、栗山が曹全碑の原拓を見た可能性は高いといわざるを得ない。

また木村兼葎堂と栗山に交友関係があったことは、すでに前章で述べた通りである(16)。この二人の関係においても、栗山が曹全碑の原拓をみた可能性が窺われる。

さらに伏見冲敏氏によれば、「のち、市河米庵もこの碑の拓本を入手した。」という(16)。

市河米庵は、言うまでもなく晋唐の古法を極めて江戸後期の書道界に傑出した存在であり、栗山と関係があったことは前章で述べた(17)。周知の通り米庵は学識深く著書も多いが、その著『米庵墨談』の中で、当時将来された『隸書の碑版』(以下、『隸書碑』という)を比較して、「曹全碑」について、

夏承碑ハ隸中に篆ヲ帯フルモノナリ。隸積ニ云「字体奇怪」ト。
趙子頤、孫退谷、「完テ蔡邕カ書ニアラス。又漢刻ニアラス」ト。
顛ル貶意ヲシメス。郭有道碑ノ存スル者モ明ノ王正己ノ再刻ナルヨシ。

とあり、「夏承碑」および「郭有道碑」は再刻のたびに多への字が欠けていた。そこで右の文章には、別に、

独漢碑ノ拓本完好ニシテ伝フル者ハ曹全碑ノミナリ。(中略)
此方漢碑ノ伝フル者マタ此碑ノ外更ニナシ。サスレバ碑本中ノ第一至宝ト称スヘシ。

とあり、隸書を習得するにおいて「曹全碑」が好模範になり得ることとを述べ、「曹全碑」を推奨した。さらにその後にも「曹全碑」の説明を加え、

此碑ヲ字フニハ、明皇ノ石台孝経、劉升ノ華嶽精享碑等ノ字体
 映美ナル所ヲ精字シ、此碑ノ瘦勁ヲ肥重ノ者ヲ書スル心モチニ
 テ、運筆遅緩ニナストキハ古勁沈痛ソノ趣ヲ得ヘシ。

とし、「曹全碑」の古勁沈痛の趣を出すため、唐代の明皇（玄宗皇帝）「石台孝経」および劉升「華嶽精享碑」を学ぶことを勧めているのである。

ところで、江戸後期において栗山が審定した『隸書碑』を前章より例挙すれば、

△後漢時代▽

(A) 「郭有道碑」

(B) 「夏承碑」

(C) 「曹全碑」

△唐代▽

(G) 明皇（玄宗皇帝）「石台孝経」

(K) 史維則「大智禪師碑」

(M) 劉升「華嶽精享昭応碑」

となり、前述の米庵が記した『隸書碑』のすべてを栗山は審定できたといえる。つまり米庵にいわれるまでもなく、栗山が審定していた『隸書碑』の中には、米庵が隸書習得において第一に推奨した「曹全碑」をはじめ、曹全碑習得の基本になり得るとした玄宗皇帝「石台孝経」および劉升「華嶽精享昭応碑」、また米庵が隸書習得においてはあまり好ましいものではないと言った「郭有道碑」、「夏

承碑」などが含まれ、栗山は、米庵が隸書習得において指導した『隸書碑』のすべてを、当時すでに審定していたのである。

一方、当時中国から将来された碑版・法帖等の種類と数について、沢田東江が『東江先生書話』（18）において、

只今書肆にて取扱い候墨帖は、明人祝枝山の秋興八首。文徵明の四体千字文。物は董其昌、趙子昂の墨本数立上りて、米元章天馬の賦、東坡の醉翁帖。これらまでの事に候。とても御覧候には古人の書に及は無御座候。淳化法帖などは御覧無して叶わずる物に候。開帖の外、種類最多く候。大観大清樓帖・淳熙修内司本・淳熙秘閣統帖・星鳳樓法帖・宝晋齋帖・碧玉堂帖・宣和秘閣法帖・玉煙堂法帖・東書堂の諸帖は世に本乏しく候得共、戲鴻堂法帖は新渡の善本も折々見当り候。停雲館帖も十二帖有し候共、四帖なしでは用立不申候。五卷目よりは宋元明人の書斗に候。其外法帖多数有し候。

と述べていたように、江戸中期に将来された碑版・法帖等は種類が豊富であったが、世に出廻る機会は少なかったのである。

ところが栗山が後漢や唐代における六種類の『隸書碑』を審定できたということは、中国からの資料がなかなか入手できない当時の状況の中、栗山が恵まれた立場にあったということであり、必然的に栗山の審美眼を高揚させたといえる。

すなわち栗山の慧眼の証として、劉升「華嶽精享昭応碑」の審定ことが挙げられる。栗山文集卷六所収の「劉升華嶽精享昭応之碑跋」には、

按唐書劉升有伝。以草隸称。

とあり、劉升が草隸において巧みであったことを述べた後、

其遺跡此碑外。他無所見。疎逸蕭散。粗無拘束。尤可喜矣。として、この碑の他には劉升の字を賞鑑できなかったことを残念に思っている。また前文に続いて、

其邇作趣。性作性。炎作尖。歲在君難四字。分行細書。皆異体也。

とし、劉升「華嶽精享昭應碑」に見られる「異体」を指摘して、さらにまた、

李休光署名二十字。不与碑迹類。非劉筆。恐李自書也。

とあり、劉升「華嶽精享昭應碑」の「李休光署名二十字」は「劉の筆に非ず」と審定している。このことは、栗山の隸書における精鑑のほどを明らかにしており、注目されるべき点である。

ただし江戸中期受容の隸書や篆書の筆法に関する不案内については、細井知慎がその著『觀鸞百譜』(19)において、

筆法にて家を立たる人々には却てなしそしりて云く、「八分、篆書には何の習ひも伝もなし。細工事や、紺かきの絞を染出すにひとし。」(第九十三・「古今篆書正統流派」)

と嘆いている。さらに右の栗山が審定した『隸書碑』によって確認されるように、江戸後期には、隸書の碑版の種類がいわゆる古隸および八分に区別されておらず、八分のみに限定されていたため、隸書について正確に認識されていなかった可能性が高いと思われる。

孫過庭「書譜」

書譜の刻本には「薛氏本を」はじめ、「太清樓本」「顧從義本」「停雲館本」「玉煙堂本」の他、「安麓村本」「三希堂本」など、その他数多くが挙げられる。このうち「停雲館本」について、谷村

憲齋氏がその著「唐・孫過庭・書譜」(20)の中で、「明代の刻本では、文徵明が停雲館帖に刻入した『停雲館本』が注目されなければならぬ。この本は前半八折其技派。責使文以下を薛氏本からとり、後半八約理以下を墨蹟本によって摹刻している。」と説明した後、さらに続けて「わが国で翻刻された書譜の中に、大窪詩仏、巻菱湖の跋があり、柴野栗山の蔵していた停雲館帖の初刻本から、八約理以下の後半だけを刻したものがあつた。詩仏の跋に『書譜八約理以下、定す真迹となす。書譜を学ぶ者は、之を得れば則ち足れり』といっているのは頗る卓見といえる。」として、江戸後期に大窪詩仏が『停雲館本』の八約理以下の後半だけを真蹟として扱ったことを詩仏の「卓見」とされている。しかし、これを詩仏による卓見といえるならば、実は栗山がすでにこのことを指摘していたのに私は注目したい。

すなわち、栗山が蒔田必器に送った書牘(21)に、書譜は半本に御座候。とある。

すでに前章で述べたように、栗山は少なくとも三種類の「停雲館本」を目撃していたことは明らかであり(22)、停雲館本の前半と後半に書風の相違を認めていたと思われる。しかし停雲館本を見るばかりでは、この審定は行なえ得ないだろう。停雲館本の前半に刻入される薛氏本系統のものか、あるいは後半に刻入される墨蹟本系統との対照によらなければ、栗山は停雲館本について「半本」とは断言できないのである。

栗山が「太清樓本」および「玉煙堂本」を見たことは、前章によって確かめた(23)。その他「薛氏本」についてはどうであろうか。

前述のように栗山と韓天寿との関わりは深かった(24)。さらに『日本韓天寿模刻本書譜』(25)によれば、韓天寿模刻本の天地がないところは、宋拓薛氏本によったというから(26)、このことは当時薛氏本が将来していたことを明らかにするとともに、栗山が薛氏本を賞鑑した可能性を窺わせるものである。もとより、これら以外の刻本に関して、今後の考証を俟たねばならない。

ところで、栗山が「書譜は半本に御座候」と断言した背後には、当時将来された中国の書論に拠っていた可能性がある。前述の栗山所蔵の傳雲館帖初刻本から(入約理)以下の後半だけを刻した単帖、すなわち『日本柴野栗山初拓本書譜』(9)の中に、明末から清初の著名なコレクターの一人である孫承沢の著『庚子鎖夏記』から引いた一文がある。すなわち、

唐初諸人無一不摹右軍。然皆有蹊徑司尋。独孫虔礼之書譜。天真瀟灑掉臂独行。無意求合而無不宛合。此有唐第一妙腕。天

とあり、次に明代の張丑が著わした『清河書画帖』から引用した一文として、

書譜真蹟。亦歲韓太史家。敵分且故物也。無論言辭精妙。犬是筆勢縱橫極得右軍法。

が記され、さらに続けて、
書譜前半真蹟已亡。翻刻入石。後半真蹟具存。勾填入神。故傳雲所刻筆氣相懸若此。

とある。このように中国の引用著録によって、当時すでに『庚子鎖夏記』および『清河書画帖』が熟読されていたことは明白である。

一方、当時日本でも書譜に関する著書が数編刊行されている。天文四年(一七三九)、釈大潮によって『正統書譜』が刊行されてお

り、明和年間(一七六四～一七七二)に、松下烏石が前者を校正重刻して『定本正統書譜』を刊行している。天明七年(一七八七)には平信久証註の『孫氏書譜証註』があり、十九世紀半ばに小島成齋が真蹟本系統の書譜で校勘したという『書譜釈文』などがある。周知の通り『書譜』は唐の孫過庭の書論であり、『統書譜』は宋の姜夔の書論である。このように当時『書譜』および『統書譜』に関する著書が刊行されたということは、江戸中期以後、わが国において中国の書論の研究が盛んだったことを示しているといえる。

書譜は唐代の代表的な書論として高く評価されるばかりでなく、書として勝れたものであることは当然誰もが知るところである。江戸時代すでに、狩谷液齋が竹村茂雄に書学入門の順序を問われた書譜の返事(分)に、

草書は懷素の聖母帖、孫過庭か書譜などよろしく候。是も十七帖を目当にいたし候事に御坐候。

と答えているのをはじめ、市河米庵がその著『米庵米談』(28)において、

余曾テ云。十七帖ヲ学ニハ、マン孫過庭ノ書譜ヲ熟学スヘシ。

(中略)右軍草書ノ法脈ヲ存セルハ、過庭ニスクル者ナシ。王虚舟云。「学草書。十七帖為主。書譜絶交佐之。」ト。信ニ知

言ナリ。(十七帖)

と記して、書譜の書としての効用に着目しているのは違見である。つまり江戸中期以降の書譜の評価は、書論として尊重されるところに、「有唐第一の妙腕である」ことにおいて注目されていたのである。

さて、前出の『日本柴野栗山初拓本書譜』収載の大窪詩仏の題識

に見られる款記に、

癸未冬日。詩仏老人大窪行書。

とあり、詩仏は癸未（一八二三）に『日本柴野栗山初拓本書譜』の題識を書きしるしたことが知れる。これは栗山没後十六年を経過しているのである。

「書譜ハ約理V以下、かならず真蹟となす。書譜を学ぶ者は、之を得れば則ち足れり」とする詩仏の題識は、谷村氏の表現を借りれば「卓見」と言わざる得ないし、その審定において優れていたといえるであろう。しかし前述のように、詩仏に先駆けて栗山が「書譜は半本に御座候」と断言していることは注目されねばならないと同時に、『日本柴野栗山初拓本書譜』に詩仏が栗山没後十六年にして題を識した事実を重視すれば、あるいは右の詩仏の題識の表現は、栗山の「書譜は半本に御座候」を踏まえたものと考えざるを得なくなる。

わが国における書譜との関わりは極めて長い。伝空海筆の御物本の書譜断簡あるいは伝空海の断簡三行の真相は別として、この御物本およびそれに続く部分が、寛政七年（一七九四）、北条鉉⁽²⁾によって模刻上石された『集古純帖』巻一に収載されている。近年は墨蹟本の発見に順って、松本芳翠氏の「節筆論」が提唱され、この墨蹟本が真蹟本か、あるいは臨本か、等々、書譜はその他さまざまな論議論争を抱え私達の好奇心を刺激するのである。この長期にわたる書譜との関わりにおいて注目されねばならないことは、江戸後期すでに栗山において孫過庭が著わした書譜が書論として尊ばれ、さらに書譜が書として勝れていたことから、草書を学ぶために不可欠の古典であると認識されていた点にある。

以上により、栗山から見た江戸時代後期の中国書道受容の傾向と性格について要約するならば、当時の篆刻および篆書は清朝の新興の学风に影響された所産であり、その結果学問的傾向が強く、美的価値を伴うには至らなかつたと推察される。また隸書は、当時将来され審定された隸書の碑版の種類が八分に限定されていたため、正確に認識されていなかった可能性があると考えられる。一方、草書については、当時「書譜」が書論として普及し、さらに草書を学ぶために不可欠の古典であると認識されていた。このことは、今日の「書譜」に対する評価と一致するものであり、注目されねばならない。

(13) 西川寧編『書道講座Ⅷ 6 V 篆刻』所収、昭和四十八年初版、二支社。

(14) 西川寧「篆書の筆法」(西川寧編『書道講座Ⅷ 5 V 篆書』昭和四十七年初版、二支社)。

(15) 青山杉雨編『書道技法講座Ⅷ Ⅱ V 隸書 漢 曹全碑』所収、昭和四十四年初版、二支社。

(16) 前掲、Ⅷ 周代 V (A)「鐘鼎彝器款識」(七一頁)参照

(17) 前掲、Ⅷ 三國時代 V (A)鐘繇「鐘繇書」(七三頁)、Ⅷ 明代 V

(D)文徵明「文徵明書」(七六頁、七七頁) および (F)祝允明「祝允明書」(七七頁)の他、(C)「停雲館帖」(八十頁)を参照す

れば、栗山は市河米庵と交友があり、米庵所蔵の「鐘王以下至于衡山技山。數十家臨本。」および「停雲館帖」を審定していたことが知れる。

米庵が没したのは安政四年（一八五五）で、八十歳の時にその生涯を閉じている。この年、栗山が没して四十八年が経つことから、栗山と共に生きた年数は三十二年間ということになる。恐らく栗山は、米庵が所蔵した数多くの碑版、法帖等を賞鑑する機会に恵まれたのであろう。

市河米庵編『書編引証碑本法帖目』（『楷行書編』所収、十五卷十五冊、安政五年版、大阪府立中之島図書館所蔵。）には、米庵が賞鑑した碑版・真蹟が一五四点、法帖が九三点に及んで収載されているので併わせて参照されたい。

(18) 沢田東江述・橋本圭橋編録『東江先生書話』附録、昭和六年。江戸蘭香堂万屋太治右衛門刊本。（西川寧篇『日本書論集成』第三卷、一四六頁、昭和五十三年、汲古書院。）

(19) 細井知悞『觀鷲百譚』五卷六、享保二十年、江戸川村源左衛門刊本。（西川寧編『日本書論集成』第三卷、九十三頁、昭和五十三年、汲古書院。）

(20) 『書跡名品叢刊』八二五頁、所収、昭和三十四年、二支社。

(21) 『家庭に寄せし柴野栗山の書簡』所収、二五七頁。

(22) 前掲、八明代V(C)『停雲館帖』（八十頁）を参照すれば、栗山は、市河米庵所蔵の『停雲館帖』を賞鑑し、また栗山自身、初拓本『停雲館帖』を架蔵していたことが明らかである。他にも栗山は、「新渡し停雲館」に見られる脱行について指摘しているのである。

(23) 前掲、八宋代V(C)『太清楼本』（七九頁）、八明代V(C)『玉煙堂帖』（八十頁）参照。

(24) 前掲、八秦代V(A)『釋山碑』（七一頁～七二頁）および(B)

「之栗刻石」（七二頁）、八後漢時代V(B)「夏承碑」（七二頁）および(C)「曹全碑」（七二頁～七三頁）の他、八唐代V(A)「歐陽詢「皇父府君碑」（七四頁）および(D)同上「姚崇公碑」（七四頁）さらに(C)同上「同州聖政序」（七四頁）、師李北海「葉有道碑」（七四頁）、(D)顔真卿「多宝塔碑」（七五頁）および「麻姑仙壇記」（七五頁）を参照すれば、栗山は韓天寿と交友があり、右の碑版の韓天寿翻刻本を所蔵したことが窺われるのである。

(25) 藤原楚水「訳註・書譜統書譜之研究」所収、八八頁、昭和四十八年、省心書房。

(26) 『日本韓天寿模刻本書譜』（前掲注25を参照）に関する藤原楚水氏の解説に「天地に線なきは宋拓薛氏本」とある。

(27) 日下寛「符谷核斎の書簡」『史学雑誌』十四卷十二、一三七七頁、明治三十六年、史学会。

(28) 市河米庵『米庵墨談』卷一、文化九年、市河氏小山林堂蔵版江戸書藝閣須原屋伊八刊。（西川寧編『日本書論集成』第二卷、一三頁～一四頁、昭和五十三年、汲古書院。）

(29) 前掲、八唐代V(師劉升「華嶽精享昭応碑」(七五頁)、八清代V(A)康熙帝「臨蘭亭記」(七七頁)を参照すれば、栗山は北条鉉と交友があったことが知れる。

結び

栗山が審定した碑版、法帖等をたどってみると、江戸時代中期から後期にかけて、多種多様の碑版・法帖等が将来されており、その結果、多数の拓本・単帖が日本において翻刻され、特に、唐代のものが多かったことが確認された。また栗山は、当時すでに卓越して

いた書적観点から、碑版・法帖等を審定していたのであり、特に草書については、東晋時代の王羲之と王献之の草書尺牘および唐代の孫過庭「書譜」を学書を中心にしていたことが明らかになったのである。

さらに、先述の晋唐書法を奨励した栗山の見解から察すれば、將來された多数の碑版・法帖等から、特に晋代と唐代の碑版・法帖等の審定および選択が容易に可能であったことが窺い知れる。ここに江戸時代後期にあった碑版・法帖等の審定を通じた栗山の主体性を認めることができよう。

なお、江戸時代中期における中国書道受容の中心に宋・元・明の書があったものの、それらを学ぶ弊害があったことに対して、栗山はその主体性に基づき、学書の主眼をさらに晋・唐にまで遡らせることを唱導したのではないかと考えられる。

(しばの ゆき)